「フロンティア AI 時代の通信事業におけるデータの保護・
セキュリティの在り方に関する検討会」
開催要綱

1　目的

通信事業者における大規模なデータ漏えい事案の発生を踏まえ、フロンティア AI の登場や通信サービスのソフトウェア化・クラウド化といった環境変化を受けた包括的かつ実効的な対策や制度の在り方等を検討することを目的として、「フロンティア AI 時代の通信事業におけるデータの保護・セキュリティの在り方に関する検討会」を開催する。

2　名称

本検討会は、「フロンティア AI 時代の通信事業におけるデータの保護・セキュリティの在り方に関する検討会」と称する。

3　構成及び運営

（1）本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
（2）本検討会には、座長及び座長代理を置く。
（3）座長は本検討会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
（4）座長は、必要に応じて、必要と認める者を本検討会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
（5）座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（6）座長は、必要に応じて、本検討会の下にワーキンググループを開催することができる。
（7）ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
（8）構成員は、本検討会における情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。
①構成員は、本検討会で知り得た非公開の情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
②構成員は、本検討会で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。
（9）その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

4　議事・資料等の扱い

（1）本検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
（2）本検討会で使用した資料については、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
（3）本検討会の会議については、議事概要を作成し、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。

5　その他

本検討会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課が、サイバーセキュリティ統括官室及び電気通信技術システム課の協力を得て行うものとする。

（別　紙）

「フロンティアAI時代の通信事業におけるデータの保護・セキュリティの在り方に関する検討会」構成員

（敬称略・五十音順）

【構成員】

	石井　夏生利	中央大学国際情報学部　学部長・教授
	上田　亮子	京都大学経営管理大学院　客員教授
（座長代理）	内田　真人	早稲田大学理工学術院　教授
	加藤　瑛子	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業　弁護士
	河村　真紀子	主婦連合会　会長
	黒坂　達也	慶應義塾大学XDignityセンター　副代表
（座長）	宍戸　常寿	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	布施　哲	株式会社国際社会経済研究所　特別研究主幹
	宮田　純子	東京科学大学工学院　准教授
	吉岡　克成	横浜国立大学大学院環境情報研究院　教授/ サイバーセキュリティ実践教育研究センター　センター長
	渡井　理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科　教授

【オブザーバー】

一般社団法人テレコムサービス協会（テレサ協）
一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）
一般社団法人ICT-ISAC
内閣官房国家サイバー統括室
個人情報保護委員会事務局
経済産業省